

# － 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 18 年 3 月 31 日・東京都条例第 76 号

## 1 概要

### 1 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の改正に伴い、電子情報処理組織を使用した申請に係る手数料を定めるほか、規定を整備する必要がある。

### 2 改正事項の概要

(1) 高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験について、電子情報処理組織を使用して受験願書を提出した場合の手数料額を規定する。

#### ① 高圧ガス製造保安責任者試験手数料

ア 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験  
9,500 円

イ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験  
8,900 円

ウ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験  
9,500 円

エ 第二種冷凍機会責任者免状に係る製造保安責任者試験  
9,500 円

オ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験  
8,900 円

② 高圧ガス販売主任者試験手数料

- ア 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験  
8,000 円
- イ 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験  
6,200 円

(2) 高圧ガス保安法に基づく容器に装置される附属品検査及び附属品再検査方法の見直しにより当該検査及び再検査を改定し、条例別表(第2条関係)18に、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を追加する。

2 施行期日

平成18年4月1日

3 問い合わせ先

環境改善部環境保安課防災調整係  
直通 03-5388-3541  
内線 42-431

---